

令和3年11月19日（金曜日）

○出席議員（11名）

議 長	中 川 達 君	7 番	生 田 勇 人 君
1 番	土 屋 克 之 君	8 番	恩 道 正 博 君
2 番	西 尾 雄 次 君	9 番	北 川 悦 子 君
3 番	米 田 一 香 君	10 番	夷 藤 満 君
4 番	磯 貝 幸 博 君	11 番	清 水 文 雄 君
6 番	七 田 満 男 君		

○欠席議員（1名）

12 番 南 守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長 川 口 克 則 君	総務部 税務課長 神 農 孝 夫 君
教 育 長 久 下 恭 功 君	町 民 福 祉 部 長 福 島 誠 一 君
総 務 部 長 棚 田 進 君	住 民 課 長 兼 環 境 管 理 室 長 宮 崎 重 幸 君
町 民 福 祉 部 長 兼 保 険 年 金 課 長 上 出 勝 浩 君	町 民 福 祉 部 住 民 課 担 当 課 長 兼 保 險 年 金 課 担 当 課 長 兼 福 祉 課 担 当 課 長 (保 健 セ ン タ ー 担 当) 山 田 卓 矢 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 (住 民 ・ 子 育 て 支 援 担 当) 兼 子 育 て 支 援 課 長 北 野 享 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長 北 正 樹 君
都 市 整 備 部 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長 錢 丸 弘 樹 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長 奥 田 隆 幸 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (企 画 ・ 地 域 産 業 振 興 担 当) 松 井 賢 志 君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 長 橋 本 良 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (上 下 水 道 担 当) 高 橋 均 君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 長 兼 観 光 振 興 室 長 長 谷 川 万 里 子 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 堀 川 竜 一 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長 補 佐 上 前 浩 和 君
消 防 本 部 消 防 長 高 道 三 春 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長 法 利 康 博 君
総 務 部 総 務 課 長 中 川 裕 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 東 康 弘 君
総 務 部 総 務 課 人 事 秘 書 担 当 課 長 吉 田 真 理 子 君	教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 兼 図 書 館 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長 四 月 朔 日 松 英 君
総 務 部 財 政 課 長 宮 本 義 治 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長 重 島 康 人 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 助 田 有 二 君 事務局 書記 小 坂 しおり 君
事務局 参事 兼 次長 川 端 誠 矢 君

○議事日程（第1号）

令和3年11月19日 午後1時開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

審議期間の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由の説明

日程第5

議案の上程

議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで

○再開・開議

午後1時00分再開

○議長【中川達君】 ただいまの出席議員は、11名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和3年内灘町議会定例会を再開し、直ちに11月会議を開きます。

○会議時間の延長

○議長【中川達君】 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

○会議録署名議員の指名

○議長【中川達君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番土屋克之議員、2番西尾雄次議員を指名いたします。

○審議期間の決定

○議長【中川達君】 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今11月会議の審議期間は本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、今11月会議の審議期間は本日1日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付いたしました審議日程のとおりでありますので、ご了承願います。

○諸般の報告

○議長【中川達君】 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、今会議に説明のため、説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席している者の職、氏名は別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、南守雄議員より、検査通院のため本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和3年8月分、9月分及び定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、さきの9月会議において可決したコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書及び核兵器禁止条約への参加を求める意見書につきましては、内閣総理大臣並びに関係方面に提出をしておきましたので、ご了承願います。

○議案の上程

○議長【中川達君】 日程第4、議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案

第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を議題といたします。

なお、今11月会議に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程(第1号)に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

○提案理由の説明

○議長【中川達君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 本日ここに、令和3年内灘町議会11月会議が開催されるに当たり、本会議に提出しております議案の提案理由並びにその概要について、ご説明申し上げます。

議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上3議案につきましては、人事院勧告に準じ、それぞれ期末手当の支給率を引き下げる改正を行うものでございます。

以上、今回提出いたしました議案の提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。私の説明を終わります。

○議長【中川達君】 提案理由の説明は終わりました。

○質 疑

○議長【中川達君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議案の委員会付託

○議長【中川達君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の総務産業建設常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第63号までの3議案は議案付託表のとおり所管の総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。



○休 憩

○議長【中川達君】 この際、議案審査のため暫時休憩をいたします。

午後1時07分休憩



午後3時40分再開

○再 開

○議長【中川達君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行します。



○議案の上程

○議長【中川達君】 日程第5、先ほど総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案第61号から議案第63号までの3議案を議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【中川達君】 これより委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

清水文雄総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員長 清水文雄君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【清水文雄君】 令和3年内灘町議会11月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和3年11月19日

総務産業建設常任委員会委員長 清水文雄

○議長【中川達君】 ご苦労さまでした。委員長の報告が終わりました。



○質 疑

○議長【中川達君】 委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【中川達君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。

9番、北川議員。

〔9番 北川悦子君 登壇〕

○9番【北川悦子君】 議席番号9番、北川悦子です。

議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号常勤の特別職の職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

今回の議案については2点の問題点があると思います。

1点目としては、人事院は8月10日、2021年度国家公務員の期末・勤勉手当を0.15か月引下げ4.30か月分とする一方、月給の改定は見送るよう、国会と内閣に勧告をしています。2年連続の一時金減額と月給改定なしです。ところが、国家公務員のボーナスの取扱いが未定となっています。また、県人事委員会も引下げを勧告していますが、県は12月のボーナス、期末・勤勉手当を現行の支給月数で据え置く方針を固めたと11月16日の北國新聞に掲載されています。政府の対応が決まらないのに、また県もボーナスを据置きしています。引下げの人事院勧告があったとしても、町として条例改正をして引き下げる必要はないのではないかとこのように思います。

2点目としては、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、このコロナ禍で職員の皆さんは本当に大変な公務をこなしてくれています。この奮闘に答えず、また賃上げによる経済活性化に背を向けるものです。引下げ案には応じられません。

議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いいたしまして、反対の討論といたします。

○議長【中川達君】 ほかに討論ございませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第62号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。



○閉議・散会

○議長【中川達君】 以上で今11月会議に付議されました議件は議了いたしました。

よって、令和3年内灘町議会11月会議を散会いたします。

皆様、ご苦労さまでございました。

午後3時49分散会

